

# 大和大学白鳳短期大学部履修規程

(目的)

## 第1条

この規程は、学則第34条4項の規定に基づき、授業科目の履修に関して必要な事項を定める。

(単位の修得)

## 第2条

授業科目の単位を修得するためには、次に掲げる要件を充たさなければならない。

- (1) 受講しようとする科目について所定の期日までに履修登録を完了すること。
- (2) 履修登録した科目の授業に出席すること。
- (3) 履修登録をした科目の試験を受けて合格すること。

(専攻並びに専攻科分け)

## 第3条

本学には、総合人間学科として「こども教育専攻」、「看護学専攻」、「リハビリテーション学理学療法学専攻」「リハビリテーション学作業療法学専攻」の4専攻を設け、専攻科として「地域看護学専攻科」、「助産学専攻科」、「リハビリテーション学専攻科（言語聴覚学課程・理学療法学課程・作業療法学課程）」の3専攻を設ける。

(履修方法)

## 第4条

- (1) 総合人間学科の卒業要件として、授業科目一覧の中から62単位以上〔但し、看護学専攻は102単位以上、リハビリテーション学理学療法学専攻は101単位以上、リハビリテーション学作業療法学専攻は101単位以上〕を履修し、修得しなければならない。
- (2) 専攻科の修了要件として、授業科目一覧の中から助産学専攻科は34単位以上、地域看護学専攻科は34単位以上、リハビリテーション学専攻科の言語聴覚学課程は56単位、理学療法学課程は31単位、作業療法学課程は31単位の必要単位数を履修し、修得しなければならない。

2. 各授業科目の履修にあたっては、

- (1) それぞれ配当された年次の科目を履修する。
- (2) 2年生は1年次配当科目を履修することができる。
- (3) 他専攻、他コースの専門教育必修科目は履修できない。
- (4) 他専攻、他コースの基礎教育科目及び専門基礎教育科目は8単位を上限として履修できる。(専攻科を除く)
- (5) 授業科目によっては、受講者数を制限することがある。また、受講者数が著しく少ない場合は、その授業科目によって不開講となることがある。ただし、卒業、資格取得に係わる科目及び編入関連科目については、この限りではない。

3. 履修登録は次の各号に基づき行うものとする。

- (1) 授業科目によって、受講するクラスを指定する場合は、そのクラスの科目を履修しなければならない。
- (2) 同一年度内に同一科目を重複して登録することはできない。
- (3) 同一時間に重複して複数の科目を登録することはできない。

(4) 既に単位を修得した科目は、再度履修することはできない。

(その他)

#### 第5条

授業科目の履修に関して、学則及び本規程に定めることのほか、必要な事項については、毎セメスターはじめのオリエンテーション等において指示する。

#### 附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規定は、令和8年4月1日から施行する。